

# 熊本県県有林経営方針

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1 この方針では県有林の経営に関する基本的な事項を定めるものとし、経営に当たっては条例、規則の定めるもののほか、この方針の定めるところによるものとする。

### (経営の目的)

第2 県有林を適切に施業及び管理することにより、県土の保全、水資源の涵養、自然環境の維持形成、県民の保健休養の場の提供、林産物の持続的供給等の機能の発揮を図り、もって森林・林業行政の先導的役割を果たすとともに、県民の福祉の向上及び地域の振興に資する。

### (経営の方針)

第3 県有林は県内の森林・林業関係者の模範として、率先して持続可能な森林経営を推進するとともに、県林務技術者の技術力の向上の場として、新しい施業技術を積極的に取り入れる努力をするものとする。

2 森林への県民の期待は、木材等林産物の供給をはじめ、水源涵養、県土の保全、地球温暖化の防止、野生動植物の生育の場、保健休養や環境教育の場の提供等多様化、高度化している。

県有林ではこれら森林の多面的機能の発揮を図るため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、地域の特性やニーズ等を総合的に考慮しながら森林を重視すべき機能に応じた森林の利用区分を行い、それぞれに適した施業を行うものとする。

3 県有林の経営に当たっては、純県有林と分収林に区分して経営を行うものとする。

### (森林利用区分)

第4 森林の利用区分に当たっては、国の「森林・林業基本計画」や本県の「地域森林計画」等との整合を図る観点から次の6区分とし、林分毎に区分を行うものとする。

(1) 水源涵養機能維持増進森林

この森林は、水源の涵養の機能を重視する森林。

(2) 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

この森林は、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能を重視する森林。

(3) 快適環境形成機能維持増進森林

この森林は、快適な環境の形成の機能を重視する森林。

(4) 保健機能維持増進森林

この森林は、保健文化機能を重視する森林。

(5) 木材等生産機能維持増進森林

この森林は、木材等の生産機能を重視する森林。

(6) 白地

この森林は、特定すべき機能をもたない森林。

2 区分選定基準

(1) 水源涵養機能維持増進森林

河川流量を平準化し、渇水や洪水を緩和するなどの水源涵養を図るための森林の整備・保全を目的とすることから、重要河川の上流区域・生活用水を利用している区域を選定する。

(2) 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

土砂の崩壊又は流出等山地に起因する災害を防ぐための森林の整備を目的とすることから、急峻な地形の区域を選定する。

(3) 快適環境形成機能維持増進森林

身近な自然としての森林保全や気候緩和・騒音防止を目的とすることから、都市周辺の優れた景観をなしている森林区域を選定する

(4) 保健機能維持増進森林

自然環境保全の観点から重要な森林を的確に保護することを目的とすることから、溪流等と一体となって自然美を構成する森林や、保健・文化・教育的利用の場となっている区域を選定する。

(5) 木材等生産機能維持増進森林

生育良好な林分で、安定かつ効率的な木材供給を目的とすることから、地位的・地理的に木材生産に適した区域を選定する。

(6) 白地

水源涵養や木材等生産機能等が低い区域であり、上記以外を選定する。

3 自然的・経済的条件等の変動が生じたときは、森林利用区分の見直しを行うものとする。

## 第2章 純県有林に係る経営の基本方針

純県有林の経営に当たっては、環境に配慮した森林整備を推進するとともに、森林資源を利用しながら、林齢の平準化を図り、持続可能な林分構成の構築に努める。

### (水源涵養機能維持増進森林・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林)

#### 第5 次のおり経営を行うものとする。

(1) 目指すべき林相等

この森林は、山地災害の防止、水源涵養の公益的機能を重視し、単層林から複相林への誘導を図るものとする。

特に、災害等により公益的機能が著しく低下した林分については、広葉樹の林相への誘導を図るものとする。

また、必要に応じて、治山事業等の実施を行うこととする。

(2) 収穫方法

複層林への誘導を目的とした抜き刈り等による「非皆伐施業」を原則とするが、施業上やむを得ないときは小面積の「皆伐」ができるものとする。

(3) 更新・保育等

ア 人工林については、間伐を計画的に実施することとし、周辺の植生や地形・地質等を踏まえつつ必要に応じて強度な間伐を行い、在来の郷土樹種（広葉樹）の進入を促進させる。小面積の皆伐を実施した場合は、できるだけ人工植栽を行い確実な更新を図る。

イ 天然林については、必要に応じて樹種の多様性を増進するための「受光伐」を実施するものとする。

ウ 未立木地については人工植栽等により、植生の早期回復を図るものとする。

(4) 路網整備

ア 林道等の開設状況を踏まえつつ、周辺の環境に配慮しながら作業道の開設を行うものとする。

イ 作業道の計画に当たっては、地形・地質等に十分配慮しつつ県有林林分だけでなく周辺の森林を含めた一体性を考慮し線形を決定する。

**(快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林)**

**第6 次のおおりに経営を行うものとする。**

(1) 目指すべき林相等

この森林は、自然のままの良好な状態を維持する森林、地域の風土的景観等を確保するための森林、森林空間利用のための森林等、それぞれの目的に適した林相への誘導を図るものとする。

(2) 収穫方法

基本的に収穫の対象としない。

(3) 更新・保育等

ア 人工林については、在来の郷土樹種（広葉樹）の進入を容易にするための強度な間伐を行うほか、必要に応じて下層に広葉樹の植栽を行い針広混交林への誘導を図るものとする。

イ 天然林については、必要に応じて樹種の多様性を増進するための「受光伐」を実施する。

ウ 未立木地については人工植栽等により植生の回復を図るものとする。

(4) 路網整備

ア 林道等の開設状況を踏まえつつ、周辺の環境に配慮しながら作業道の開設を行うものとする。

イ 作業道の計画に当たっては、地形・地質等に十分配慮しつつ県有林林分だけでなく周辺の森林を含めた一体性を考慮し線形を決定する。

(5) ふれあいの場としての森林

- ア 県民が森林とふれあい、教育・文化・健康づくり等の場としての利用の促進を図る。
- イ 利用者の利便性を確保することが必要と認められるときは、地域の実情を勘案してそれらに要する施設の整備管理等を市町村長等に委ねることができるものとする。

(6) 25世紀文化遺産としての森林

- ア 「木の文化」の象徴である神社・仏閣等の伝統的木造建築物の修復等に必要な資材を提供するとともに、森林の重要性や森林と文化財とのかかわり等を学習する象徴的な拠点を新たに設置しその保全を図る。

**(木材等生産機能維持増進森林)**

**第7 次** のとおり経営を行うものとする。

(1) 目指すべき林相等

この森林は、人工林施業を積極的に展開し、木材生産を主目的とした質と量に優れ収益性の高い森林への誘導を図るものとする。

(2) 収穫方法

- ア 最終的には「皆伐」によるものの、それまでの間には「抜き伐り」による収穫を行うものとする。
- イ 「皆伐」の伐採齢は80年を目途とし、木材価格の動向を見ながら伐期を決定する。ただし、80年に到達した森林であっても樹勢が旺盛でさらなる成長が期待できるときは伐採齢を100年程度まで延長することができるものとする。

(3) 更新・保育等

- ア 「皆伐」を実施したときは、直ちに植栽を行い更新を図るものとする。
- イ 森林の生育状況に応じて間伐等の必要な保育作業を確実に実施する。

(4) 路網整備

- ア 木材搬出経費の節減及び森林の更新・保育に当たり、路網整備は必要な場合は、既設林道等の開設状況を勘案するとともに、周辺の環境に配慮しながら作業道の開設を積極的に行うものとする。
- イ 作業道の開設に当たっては、県有林だけでなく周辺の森林を含めた一体性を考慮するとともに、開設工事に当たっては、地形・地質等に十分配慮するものとする。

**第3章 分収林に係る経営の基本方針**

分収林の経営に当たっては、分収契約の遵守に努めるものとする。

**(森林利用区分による措置)**

**第8** 森林の取扱については機能区分に十分配慮するものとし、森林の多面的な機能の発揮に努める。

- 2 木材等生産機能維持増進森林に該当する森林については、基本的に純県有林の木材等生産機能維持増進森林と同じ取扱いができるよう契約相手と協議を行うものとする。但し、「皆伐」の実行は契約伐採期間によるものとし、木材価格の動向を踏まえつつ伐採時期を

決定するものとする。

- 3 木材等生産機能維持増進森林以外に該当する森林のうち水源涵養機能維持増進森林・山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林については、分収林契約に基づき「皆伐」を原則とするものの、森林の公益的機能の確保を図るため、必要に応じて契約期間の延長を図るほか、「皆伐」後の森林機能の大幅な低下を招かないよう間伐を重点的に実施し、下層に木本類等が良好に成長した状態を維持するよう努めるものとする。

また、快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林については、今後のあり方について土地所有者と協議を進め契約の見直しを図るものとする。

#### (分収契約相手との協議)

- 第9 分収林が保安林に指定されている場合には、伐採後の植栽等が確実に実施されるよう契約相手と協議を行うものとする。

- 2 気象災、火災、病中獣害、その他の理由により、収益が期待できない森林については、土地所有者との協議により分収林契約の見直しを行うものとする。

- 3 分収契約者とは常に、契約者の現存確認、相続に伴う諸手続きの確認、事業説明等を行うなど、意志疎通に努めるものとする。

## 第4章 管理

### (境界の管理)

- 第10 県有林を適正に管理するため、GPS等を活用し境界の確認作業を進めるなど、境界の適正な管理に努めるものとする。

### (林分管理台帳)

- 第11 林分単位で林分管理台帳を整備するものとする。

林分管理台帳には、林分情報、施業計画、施業履歴等を記載し施業図と併せて管理するものとする。

### (貸付等)

- 第12 地域の公益・公共上、必要と認める範囲で県有林を貸し付け若しくは売り払い等を行うことができるものとする。

2 木材等生産機能維持増進森林及び白地以外の森林にあつては、利用者の便益等を確保することが必要と認められるときは、地域の実情等を勘案して必要な施設の整備・管理等を市町村長に委ねることができるものとする。

## 第5章 県有林経営計画

### (県有林経営計画の作成)

- 第13 経営上の事業指標を明確にするため、5カ年を1期とする県有林経営計画（以下「経営計画」という。）を策定するものとする。

- 1 経営計画には次の計画事項を定める。
  - (1) 経営の基本方針  
経営の基本方針に関する下記事項に関して定める。
    - ① 基本方針
    - ② 施業基準
  - (2) 伐採に関すること  
伐採に関する下記項目に関して定める。
    - ① 標準伐期齢
    - ② 標準伐採量
    - ③ 処分方法
  - (3) 造林及び保育に関すること  
造林及び保育に関する下記項目に関して定める。
    - ① 造林基準及び計画量
    - ② 保育基準及び計画量
    - ③ 県有林標準施業体系図
  - (4) 施設に関すること  
林道及び作業道に関する下記項目に関して定める。
    - ① 林道  
県有林内を通過する林道についての開設計画
    - ② 作業道  
開設計画及び改良計画
  - (5) 管理に関すること  
管理に関する下記項目に関して定める。
    - ① 森林現況管理
    - ② 境界管理
    - ③ 森林保険及び林道保険
    - ④ 契約登記
  - (6) 収支計画  
計画事項の事業実施に伴う収支計画
  - (7) 森林認証に関すること
  - (8) その他必要な事項
- 2 計画事項以外についても、下記事項についても掲載するものとする。
  - (1) 県有林の沿革
  - (2) 県有林の資源状況
  - (3) 長期見通し  
10期（50年）の事業量及び収支
  - (4) その他参考資料

## 第6章 事業の実施

### （事業の実施）

第14 事業の実施に当たっては、各々に関係する法令、規則、要領等の諸規定及び経営計画の遵守に努めるとともに、経済性、効率性等に配慮するものとする。

(事業の記録)

第15 事業実施後は、林分管理台帳に事業の実施内容を林分毎に記録し、保存するものとする。

第7章 雑則

第16 熊本県県有林森林利用区分要領（平成12年7月13日）は廃止するものとする。

第17 この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この方針は平成 9年 4月 1日から施行するものとする。

この方針は平成17年 8月 5日から施行するものとする。

この方針は平成24年11月 7日から施行するものとする。